

ID: 799

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	清算金の徴収(第104条第1項の準用)	
法令名称 根拠条文	都市再開発法 第111条	
法令番号	昭和44年法律第38号	
【根拠条文】 (清算) 第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。 (施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則) 第111条 施行者は、第75条第2項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権(第109条の2第3項及び第109条の3第3項に規定する地上権を除く。)が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第76条、第77条第2項後段及び第3項並びに第88条第1項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。		
第40条第1項、第73条第1項第20号及び第21号並びに第4項ただし書、第77条の見出し、同条第1項、第2項前段及び第4項、第79条第3項、第88条第3項、第102条第1項、第103条の見出し、第108条の見出し、同条第1項	施設建築物の1部等	建築施設の部分
第50条の3第1項第5号、第2項及び第3項、第50条の10第1項、第52条第2項第5号、第56条の2第1項、第58条の2第1項	施設建築物の1部等 又は建築施設の部分	建築施設の部分
第73条第1項第2号、第4号及び第6号、第78条第1項、第89条第1項	施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の1部等	建築施設の部分
第73条第1項第19号、第91条第1項、第103条第1項、第104条第1項	施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の1部等	建築施設の部分
第73条第1項第22号	施設建築敷地又はその共有持分、施設建築物の1部等	建築施設の部分
第75条第3項、第88条第4項	施設建築物の所有を目的とする地上権	施設建築敷地
第77条第1項	借地権	所有権又は借地権

第79条第1項	第 2 項又は第 3 項	第 2 項前段	
第81条	、第 16 号又は第 17 号	又は第 17 号	
第85条第4項	施設建築敷地の共有持分、施設建築物の 1 部等	建築施設の部分	
第88条第2項、第99条の6第2項	地上権	施設建築敷地	
第103条第1項	価額、施設建築敷地の地代の額	価額	
第108条第2項	施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権、施設建築物の 1 部等	施設建築敷地、建築施設の部分	
第118条の32第1項	所有権及び地上権	所有権	
【基準】 根拠条文に同じ。			